

## 議案第15号

### 愛西市下水道条例の一部改正について

愛西市下水道条例（平成21年愛西市条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成25年2月26日提出

愛西市長 八木 忠 男

### 提案理由

この案を提出するのは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）による下水道法の改正に伴い、改正する必要があるからである。

## 愛西市条例第15号

### 愛西市下水道条例の一部を改正する条例

愛西市下水道条例（平成21年愛西市条例第6号）の一部を次のように改正する。

「  
目次中 第6章 雑則（第35条）  
第7章 罰則（第36条—第38条） を  
」

「  
第6章 公共下水道の施設に関する構造基準等（第35条・第36条）  
第7章 雑則（第37条）  
第8章 罰則（第38条—第40条）  
」

に改める。

第38条を40条とし、第37条を第39条とし、第36条を第38条とする。

第7章を第8章とする。

第6章中第35条を第37条とし、同章を第7章とする。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 公共下水道の施設に関する構造基準等  
（排水施設の構造の技術上の基準）

第35条 公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。）の構造の基準は、次のとおりとする。

- （1） 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- （2） コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除に支障が生じないように地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。
- (6) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (8) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (9) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (10) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋）を設けること。

(適用除外)

第36条 前条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施工するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日に既に存する施設で第35条の規定に適合しないものについては、これらの規定（その適合しない部分に限る。）は、なお従前の例による。ただし、施行日後に改築（災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。